

## 裁判員制度を検討するための検証機関についての提言

2009年(平成21年)7月17日

日本弁護士連合会

### (提言の趣旨)

当連合会は、政府に対し、2008年11月19日「裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言」において設置を求めた検証機関について、さらに次の点を追加提言する。

- 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則第9条に基づく施行状況の検討は、市民が参加しやすい環境整備、裁判員等選任手続等に加え、裁判員裁判の適切な運用確保に関わる刑事手続全般や評議のあり方等、必要な問題点を広く対象とすべきこと
- 2 検討にあたっては、各種統計的資料のほか、裁判員裁判に実際に関わった裁判官・裁判員、検察官、弁護士等からの聴取等を行って、できる限り運用の実情を正確に把握すべきこと。また、裁判員等経験者からの聴取にあたっては、評議のあり方に関しても必要な情報を得ることができるよう、守秘義務の解除も行えるようにすること

### (提言の理由)

当連合会は、2008年11月19日、「裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言」において、政府に対し、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「法」という。)附則第9条に基づいて、裁判員制度の施行状況を検討し、法制度上あるいは運用上必要と認める措置を提案する新しい検証機関を設置すること及び新しい検証機関は有識者等と法曹三者で構成された機関であること、を提言した。

本提言は、裁判員制度が実施されたことをふまえ、改めて同検証機関をすみやかに設置されることを求めるとともに、検証において検討されるべき事項と検討の方法について更に具体的な意見を述べるものである。

前回提言でも述べたとおり、裁判員制度が「我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができる」ようにするためには、選任から判決まで、市民が裁判員として参加する各手続について、市民の支持を得られるものとする必要がある。さらに、その前提として、刑事手続が適正に行われ、被告人の防御権が十分に保障されたものであることが、必要不可欠である。かかる観点か

ら、「裁判員制度の施行状況の検討」の対象には、裁判員になる市民が関わる裁判員制度特有の手続等に加え、裁判員裁判の適切な運用確保に関わる刑事手続全般も含まれるべきである。

具体的には、裁判員制度自体の問題として、例えば、市民が参加しやすい環境整備のあり方（育児・介護サービスの充実やバリアフリー、職場における待遇等）、裁判員等の守秘義務のあり方（範囲及び罰則の適正化等）、裁判員等選任手続のあり方（裁判員候補者名簿記載通知や呼出状、質問手続の運用、裁判員に対する説明（法39条）等）、評議のあり方（議論の自由闊達さ、裁判長の配慮義務（法66条5項）、構成裁判官の義務（規則50条）等）がある。さらに、裁判員裁判の適正な運用と密接に関連する刑事手続についての問題として、弁護態勢の確保、取調べの録画・録音制度、証拠開示、審理計画のあり方、保釈、勾留中の被疑者・被告人との接見、直接主義・口頭主義の実質化によるわかりやすい審理等がある。また、区分審理制度、被害者参加制度、少年逆送事件等の運用上の問題点等も検証される必要がある。

また、「施行状況の検討」のための機関は、法律家のみで行われてきた手続に一般市民が参加する裁判員制度の趣旨及び市民が参加しやすい環境整備なども検討対象となることから、広く市民の意見が反映されるよう、検証機関のメンバーの編成等には格別の配慮をすべきである。

そして、「施行状況の検討」にあたっては、運用の実情を正確に把握することが不可欠である。運用の実情把握にあたっては、各種統計的資料のほか、裁判員裁判に実際に関わった裁判官・裁判員、検察官、弁護士等からの聴取などが必要である。また、裁判員等経験者からは、評議の在り方についても聴取する必要がある。したがって、守秘義務の解除も行えることとすべきである。

以上